

令和5年尾張東部衛生組合議会第1回定例会会議録第1号

令和5年3月29日（水曜日）

議事日程第1号

令和5年3月29日（水曜日）午後2時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 議案第1号 尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定  
について

日程第5 議案第3号 尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定について

日程第6 議案第4号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第5号 令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算

日程第8 議員提出第1号議案 尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条  
例の制定について

日程第9 一般質問について

出席議員（15名）

1番 石じま きよし

2番 秋 田 さとし

3番 市 原 誠 二

4番 三 木 雪 実

5番 川 村 つよし

6番 富 田 宗 一

7番 伊 藤 真規子

8番 浅 井 寿 美

9番 丸 山 幸 子

10番 山 田 かずひこ

11番 三 宅 聡

12番 松 原 大 介

13番 加 藤 和 男

14番 さとう ゆ み

15番 山 下 幹 雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 伊 藤 保 徳

参 与 柴 田 浩

参 与 吉 田 一 平

副 管 理 者 青 山 一 郎

監査委員（識見） 鈴 木 洋 子

会 計 管 理 者 戸 田 仁 司

瀬戸市長  
市民生活部長  
尾張旭市長  
市民生活部長  
長久手市長  
くらし文化部長  
事務局長  
主幹

藤井邦彦  
大津公男  
門前健  
涌井康宣  
功刀義行

瀬戸市長  
環境課旭課手課  
尾環長環境課次長

加藤守幸  
木戸雅浩  
富田俊晴  
渡辺雅司

事務局出席職員氏名

議会書記

奥土芳弘

議会書記

奥村あゆみ

午後2時00分 開会

○議長（山下幹雄） ただいまの出席議員は15名であります。これより令和5年尾張東部衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を10名といたしましたので、ご承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方についてご確認をいたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、1問につきましては再々質疑までとして進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより日程に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定について

○議長（山下幹雄） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、14番さとうゆみ議員及び1番石じまきよし議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第1号 尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第3、第1号議案尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程いただきました第1号議案尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書の1ページから5ページになります。

5ページに理由がございますが、この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱い等の必要な事項を定めるため必要があるからでございます。

制定の内容につきましては、6ページ、7ページの要綱に基づきましてご説明させていただきます。

第1は個人情報取扱事務の届出について規定するもの、第2は目的外利用・外部提供の届出について規定するもの、第3は開示情報について規定するもの、第4は開示請求に係る手数料及び費用の負担について規定するもの、第5は開示決定等の期限について規定するもの、第6は尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定するもの、第7は運用状況の公表について規定するもの、第8につきましては、その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、8番浅井寿美議員の発言を許します。

8番浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） それでは、通告に従いまして、質疑を行います。

第1号議案尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について、これについてまず条例制定の影響についてというテーマでお聞きをいたします。

質問の1番、本組合の個人情報にはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 本組合が取扱う個人情報といたしましては、市民の方が当センターにごみを持ち込まれる際にご記入いただく廃棄物処理施設使用許可申請書における氏名、住所、電話番号や各種委員などの氏名、住所、電話番号などがございます。以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

では、次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） それでは、2番、そもそも本組合には個人情報保護の規定がございませんでしたけれども、今回の条例制定によってどのような影響があるのか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） 今回の条例制定は、令和5年4月1日から全国統一のルールとなる個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、法律で委任された事項や条例で規定が許容される事項については、地方公共団体が条例で定めることとされたことから、法律に基づいて本組合が情報保護制度を運用するに当たり、個人情報の取扱い等の必要な事項を規定するため、法施行条例を制定するものでございます。

これにより、本組合の状況を踏まえつつ、法律の趣旨に沿った形でより厳正に個人情報保護制度が運用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ございません」の声あり）

次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） 3番、国の個人情報保護法の改定は、自治体によって異なっていた条例を、データ流通の支障になるとして共通ルールの下に一元化させるものであり、その最大の目的は匿名加工情報制度と情報連携で、本人の同意を得ずに第三者提供や

目的外利用が可能になるものです。申請や届出等に伴って提出された情報を加工したとはいえ外部に流通させることは、個人情報保護の観点から大きなリスクになると考えますが、見解を伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） まず、行政機関等匿名加工情報につきましては、その提案募集の実施について、改正法附則第7条の規定により、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については当分の間任意とされていること、また匿名加工情報の作成に当たっては、安全管理措置を講ずる必要があり、提案募集制度の導入については慎重に検討する必要があることから、現時点において本組合では提案募集を実施しないとしておりますことを改めて確認させていただいてご質問にお答えさせていただきますと、行政機関等匿名加工情報とは、改正個人情報保護法において特定の個人が特定、復元されない程度に加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報とされていることから、法律、条例に基づき適正、慎重な運用を行うことにより、そういったリスクは解消できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質疑ありますか。

（8番浅井寿美「いえ、ございません」の声あり）

それでは、以上で浅井寿美議員の質疑を終了いたします。

席にお戻りください。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第1号議案尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、第1号議案尾張東部衛生組合個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定  
について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第4、第2号議案尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程いただきました第2号議案尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書の8ページから16ページまでになります。

16ページに理由がございますが、この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報に係る審査請求の諮問機関について規定されたこと等に伴い、尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営について定めるため必要があるからでございます。

制定の内容につきましては、17ページ、18ページの要綱に基づきましてご説明させていただきます。

第1は担当事務について規定するもの、第2は組織について規定するもの、第3は会議について規定するもの、第4は写しの交付に係る手数料について規定するもの、第5は庶務について規定するもの、第6は罰則について規定するもの、第7につきましては、その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とし、所要の経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告もございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第2号議案尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第2号議案尾張東部衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第5、第3号議案尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程いただきました第3号議案尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書の19ページから24ページまでになります。

24ページに理由がございますが、この案を提出いたしますのは行政不服審査法第81条第1項及び第4項の規定により、審査会の設置等の必要な事項を定めるため必要があるからでございます。

制定の内容につきましては、25ページ、26ページの要綱に基づきましてご説明させていただきます。

第1は担当事務について規定するもの、第2は組織について規定するもの、第3は会議について規定するもの、第4は写しの交付に係る手数料について規定するもの、第5は庶務について規定するもの、第6は罰則について規定するもの、第7につきましては、その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、こ



れにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでした。これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第3号議案尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案件について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(山下幹雄) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第3号議案尾張東部衛生組合行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(山下幹雄) 次に、日程第6、第4号議案令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長(渡辺雅司) ただいまご上程になりました第4号議案令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億354万3,000円とするものでございます。

その内容は、第2項に記載しましたとおり、3ページに掲載した第1表に表示してございます。

歳入においては、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、3款財産収入、4款繰越金及び5款諸収入における補正、歳出におきましては、2款総務費及び3款建設事業費における補正となっております。

まず、歳入補正の明細についてご説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の一般経費負担金は、補正前の額を 1 億3,669万1,000円減額し 6 億 3,133万円とするもの、2 目の建設経費負担金は、補正前の額を6,454万円減額し 3 億 9,765万4,000円とするもので、これらは令和 3 年度繰越金の繰入れ等によるものでございます。

続いて、下段、2 款 1 項 2 目の施設使用料は、補正前の額を1,000万円減額し 3 億 9,799万8,000円に補正するもので、これは飲食店などからの事業系一般廃棄物の搬入量等が見込みを下回っているため、廃棄物処理施設使用料を減額するものでございます。

続いて、10ページ、11ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目の財産売払収入は、補正前の額に8,000万円を追加して 1 億2,115万 7,000円に補正するものでございます。これは、右ページの説明欄にありますとおり、昨今の電力事情から見込みより高い単価で売電契約を結ぶことができ、余剰電力売却収入が大幅に増える見込みであること及び送気量の増加に伴い、余剰蒸気売却収入が増える見込みによるものでございます。

3 款 1 項 2 目の財産運用収入は、補正前の額に68万8,000円を追加して116万円に補正するものでございます。これは、右ページの説明欄にありますとおり、廃棄物処理施設整備基金の運用利子を計上するものでございます。

4 款 1 項 1 目の繰越金は、補正前の額に 1 億3,073万1,000円を追加して 1 億 4,073万1,000円とするものでございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

5 款 2 項 1 目の雑入は、補正前の額に200万円を追加して548万1,000円に補正するものでございます。これは、右ページの説明欄にありますとおり、不燃、粗大ごみの処理過程で選別等されたアルミ、鉄くず、鉄がらなどの売却収入が増える見込みであることによるものでございます。

次に、歳出の明細についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目の一般管理費は、補正前の額に150万円を追加し9,076万3,000円とするものでございます。これは、18節負担金補助及び交付金において、普通退職等に伴い退職手当負担金を追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目の建設事業費は、補正前の額に68万8,000円を追加し 4 億3,289万

8,000円とするものでございます。これは、廃棄物処理施設整備基金の運用利息68万8,000円を積立金に加えるものでございます。

以上が、令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでした。これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第4号議案令和4年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算

○議長（山下幹雄） 次に、日程第7、第5号議案令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程になりました第5号議案令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,138万9,000円と定めるものでございます。

その内容は、第2項に記載しましたとおり、2ページ、3ページに掲載した第1表に表示してございます。

前年度の当初予算額と比較いたしますと、5ページ、6ページの合計欄のとおり、

1,996万6,000円の減額、率にして1.17%減となっております。

それでは次に、歳入歳出の事項別明細についてご説明させていただきます。

初めに、歳入についてでございます。

予算説明書の8ページ、9ページをご覧ください。

1款1項1目の一般経費負担金の予算額は7億2,210万5,000円で、前年度に比べ4,591万6,000円の減額でございます。

2目の建設経費負担金は4億6,858万7,000円で、639万3,000円の増額でございます。なお、各構成市の負担金内訳は右ページ説明欄記載のとおりでございます。

続いて、2款1項1目の土地使用料は299万7,000円で、前年度に比べて2万5,000円の減額でございます。内訳は、職員等の駐車場使用料と鉄塔敷地などの行政財産使用許可に係る使用料でございます。

2目の施設使用料は4億360万円で、前年度と比べ439万8,000円の減額でございます。内訳は、廃棄物処理施設使用料及び北丘スポーツ公園施設使用料でございます。

続いて、10ページ、11ページをご覧ください。

3款1項1目の財産売払収入につきましては7,048万9,000円でございます。余剰電力売却収入では売電電力量の増加と売却単価の上昇を見込んだこと、また余剰蒸気売却収入では送気量の増加を見込んだことにより、前年度と比べ2,933万2,000円の増額といたしております。

2目の財産運用収入は47万2,000円で、前年度と同額でございます。

4款1項1目の繰越金は1,000万円、前年度と同額でございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

5款1項1目の預金利子は1万円で、前年度と同額でございます。

5款2項1目の雑入は312万9,000円で、前年度よりも35万2,000円の減額でございます。内訳は、ごみの選別過程で発生したアルミなど有価物の売却収入や落じん灰売却収入などでございます。落じん灰の売却につきましては、焼却灰のうち落じん灰には金、銀、銅などの貴金属類が一定程度含まれていることから有価で売却を行っているもので、焼却灰の資源化による最終処分量の削減につながる取組として実施しているものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の議会費は160万1,000円でございます。

右ページをご覧ください。

1 節の報酬は73万2,000円でございます。続く 7 節の報償費から13節の使用料及び賃借料までは、右の説明欄の項番 2 に議会活動及び一般管理費として合計してございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目の一般管理費は4,987万2,000円で、施設更新プロジェクトチームの設置に伴う職員配置の見直しにより総務係職員が減員となり人件費が減少したこと及び令和 5 年度については退職手当負担金の計上がないことなどにより、前年度より3,939万1,000円の減額となっております。なお、1 節の報酬から 4 節共済費までは、説明欄の項番 1 に人件費としてまとめてございます。また、12節の委託料338万円、18節の負担金補助及び交付金434万6,000円についての内訳は、説明欄の項番の 3 及び 4 のとおりでございます。

続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

2 項 1 目の工場管理費は 8 億7,603万6,000円で、前年度より136万9,000円の減額でございます。

右ページをご覧ください。

1 節の報酬から 4 節の共済費までが人件費となります。説明欄の項番 1 に記載のとおり、業務係の一般職員29人と会計年度任用職員 2 人分で 2 億4,251万円でございます。10節の需用費は 1 億2,358万4,000円でございます。内訳は説明欄の項番 4 のとおりでございますが、ごみ焼却の際に発生する酸性ガスを処理するための排ガス処理薬品、これが高反応消石灰になりますが、これらなどの購入に係る消耗品費及び電気料金の上昇による光熱水費の増加などにより、前年度より増加となっております。12節の委託料は 1 億2,377万円でございます。内訳は23ページの説明欄の項番 6 のとおりでございますが、基幹的設備改良工事期間中は構成 3 市それぞれで行っていただいております廃乾電池の処理業務を、従前のように本組合において一括で処理委託する費用やごみ処理基本計画策定業務に係る費用の計上などにより、前年度より増額となっております。14節の工事請負費は 3 億8,100万円でございます。内訳は同じく 23ページの説明欄の項番 7 のとおりでございます。18節の負担金補助及び交付金194万

7,000円の内訳につきましては、23ページの説明欄の項番8のとおりでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

2目の最終処分費は、北丘最終処分場の運転管理及び焼却灰、不燃性破碎残渣の処分等に係る費用で2億3,223万3,000円の計上となっており、前年度より1,088万7,000円の増額となっております。

右ページをご覧ください。

10節の需用費は1,158万円で、内訳は説明欄の項番1のとおりでございます。浸出水処理のための薬品購入に係る消耗品費の増加により、前年度より増額となっております。12節の委託料は1億8,708万2,000円で、内訳は説明欄の項番2にありますように愛知臨海環境整備センターでの焼却灰の埋立処分に係る費用などの計上でございます。14節の工事請負費は3,150万円で、説明欄の項番3のとおり最終処分場水処理施設定期点検整備工事に係るものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。

3目の最終処分場周辺管理費は、北丘スポーツ公園及び周辺の管理に係る費用の計上で4,776万円、前年度より851万4,000円の増額となっております。右ページ、説明欄の項番3、工事請負費において北丘スポーツ公園テニスコート改修工事費用を計上したことなどが増加の要因でございます。

28ページ、29ページをご覧ください。

3款1項1目の建設事業費は3億5,645万3,000円で、施設更新プロジェクトチームに係る人件費、ごみ処理施設整備基本構想などの策定に係る業務委託料のほか、構成市との連携を密に図り施設更新業務を円滑に推進するため尾張旭市及び長久手市から派遣される職員に係る人件費負担金や廃棄物処理施設整備基金への積立金の計上で、前年度より7,575万7,000円の減額となっておりますが、下段の4款1項公債費においては、令和元年度起債額1億1,550万円に加え、令和2年度起債額7億5,460万円の元金の返済が始まることに伴い、前年度より1億1,243万4,000円増額の計上となっております。

続いて、30ページをご覧ください。

5款1項1目の予備費については、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

歳出につきましては以上でございます。

なお、32ページ以降に給与費明細書、債務負担行為調書及び地方債調書を掲載して  
ございますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上が令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算の説明でございます。よろしくご  
審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

8番浅井寿美議員の発言を許します。

それでは、浅井寿美議員、始めてください。

○8番（浅井寿美） それでは、通告に従いまして質疑を行います。

第5号議案令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算について、まず1点目が、3  
款1項1目、ページは29ページです。建設事業費委託料について伺います。

ごみ処理施設整備基本構想策定業務については、ごみ処理施設整備検討委員会で検  
討されておりますけれども、この会議体設置の目的及び位置づけについて伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。

○主幹（功刀義行） ごみ処理施設整備検討委員会は、現在策定中でありましてごみ処理施  
設整備基本構想をよりよいものとするため、都市計画や燃焼化学、また焼却灰の最終  
処分の観点などから各専門分野に明るい委員の方々にご助言等をいただくことを主た  
る目的として、管理者の私的諮問機関という位置づけで設立しております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（8番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

では、よろしく申し上げます。

○8番（浅井寿美） 検討委員会では、ただいまのご答弁のとおり専門分野に明るい方々  
からよりよい基本構想になるよう助言をいただきながら策定が進められているという  
ことなんですけれども、昨年の予算審査の私の質疑で、基本構想策定の中で検討され  
るごみ量、ごみ質の推計について、構成3市における今後の廃棄物施策によるごみ  
量、ごみ質などを踏まえた上で見通しを立てていくとのご答弁がございました。新た  
な施設整備においては交付金を受けることになると思いますけれども、ごみ量、ごみ

質についても交付金の申請要件と関わってくるのか、また交付申請はいつ頃を想定しているのか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。

○主幹（功刀義行） ごみ量、ごみ質が循環型社会形成推進交付金の申請要件に直接影響することはございません。

また、循環型社会形成推進交付金は、令和6年度に実施予定のごみ処理施設整備基本計画策定以降の施設更新事業が交付対象事業になると考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再々質疑になりますか。

○8番（浅井寿美） 構成3市の中で、特に瀬戸市はプラスチック製容器包装の分別開始などによってごみ量、ごみ質とも大きな変化が見られますけれども、検討委員会の議論も踏まえて、組合としては現段階で推計の見通しはどのように判断をされているでしょうか、伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。

○主幹（功刀義行） 現在、構成3市からいただいている実績値は令和3年度末のものでございます。現状では、この実績値や人口フレームなどを基に将来推計をしておりますが、今後ごみ処理施設整備基本計画を策定する際に、必要に応じて最新のデータを基に推計の見直しを図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） それでは、次の質疑に移ってください。

○8番（浅井寿美） それでは、ページが22、23ページになります。

2款2項1目工場管理費委託料について、委託料の中のごみ処理基本計画策定業務について、令和5年度策定予定でありますけれども、以前全員協議会の中で構成3市及び尾張東部衛生組合は足並みをそろえて次期の計画策定を行うとされました。足並みをそろえるというのはどのような状況を想定しておられるのか伺います。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。



○主幹（功刀義行） 現行のごみ処理基本計画においては、組合、構成市で計画年次がそろっておりませんでしたので、構成3市と組合が同じ計画期間となるように調整をいたしました。また、構成各市が目標とされる住民1人が1日当たりに排出するごみの発生量についても、整合性が図られるよう調整をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再々質疑ありますか。

（8番浅井寿美「再質疑、あります」の声あり）

浅井議員。

○8番（浅井寿美） ただいまご答弁のところで、計画期間を調整するということと、市民1人1日当たりのごみの発生量について、整合性が図られるよう調整をしましたが、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。

○主幹（功刀義行） 計画期間の調整につきましては、瀬戸市が組合及びほかの2市と計画期間にずれが生じておりましたので、計画期間を合わせていただくようお願いをさせていただきました。

また、市民1人1日当たりのごみ発生量については、これまで構成市がそれぞれ独自に策定をしてみましたが、組合が構成3市のごみ処理を行うに当たり、構成市によって数値が異なることは望ましいことではないことから、ごみ発生量の数値が構成3市で同じ数値に近づくように調整を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再々質疑になりますか。

（8番浅井寿美「ございます」の声あり）

では、浅井議員。

○8番（浅井寿美） ごみ減量への取組として、分別強化に加え、今現段階でごみ処理費用の有料化を予定しているのは瀬戸市のみでありますけれども、このことについては組合の基本計画の策定に何らかの影響はありますでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

主幹。

○主幹（功刀義行） ごみ処理基本計画においては、今年度実績値などを基に今後のごみ処理計画を策定してまいります。5年後をめどに必要な応じて計画内容の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） では、以上よろしいですか。

以上で浅井寿美議員の質疑を終了いたします。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第5号議案令和5年度尾張東部衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議員提出第1号議案 尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第8、議員提出第1号議案尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番加藤和男議員。

○13番（加藤和男） それでは、ただいまご上程いただきました議員提出第1号議案尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この議案については、地方自治法第112条及び尾張東部衛生組合議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提出理由は、議案書の31ページに記載してございます。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、地方議会が同法の適用外となることを受け、尾張東部衛生組合議会独自の個人情報保護の条例を制定するため必要があるからでございます。

制定の内容については、32ページ以降の要綱に基づいてご説明させていただきます。

第1は定義について規定するもの、第2は責務について規定するもの、第3は個人情報等の取扱いについて規定するもの、第4は個人情報ファイルについて規定するもの、第5は個人情報取扱事務について規定するもの、第6は開示、訂正及び利用停止について規定するもの、第7は雑則について規定するもの、第8は罰則について規定するもの、第9につきましては、その他所要の事項を規定し、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山下幹雄） これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

8番浅井寿美議員の発言を許します。

8番浅井寿美議員。

○8番（浅井寿美） それでは、議員提出第1号議案尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

国の個人情報保護法改定では、地方議会を新制度の対象としていませんが、国が自治体に対し引き続き条例を設け、共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるとしたことを受け、都道府県、市町村の議長会は法改定の規定に準じた議会の条例（例）をつくりました。しかし、ここには自治体等の条例にはない匿名加工情報の取扱いが規定されています。議会が保有する個人情報は限定的ではありますが、申請、届出などに伴い、義務として提出されたものです。今回の国の法律は、個人情報保護に加えて個人情報の活用を前提として外部提供を可能にすることを目的としています。匿名加工したとはいえ、個人に関する情報を外部提供することには個人情報漏えいのリスクを高めることになると考えています。

議会は、法改正による共通ルール化の適用対象からも除外をされていることから、

自治体等の個人情報保護法施行条例にも規定のない匿名加工情報の活用については、組合議会の個人情報保護に関する条例に規定すべきではないと考え、本条例に反対するものです。

以上です。

○議長（山下幹雄） 通告のありました討論は以上です。

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山下幹雄） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議員提出第1号議案尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議員提出第1号議案尾張東部衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 一般質問について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第9、一般質問を行います。

ここで、一般質問の進め方についてご確認いたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、質問時間は答弁時間を含め60分までとして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、14番さとうゆみ議員の発言を許します。

14番さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） それでは、次期施設更新について7点質問を予定しておりますので、1つずつ進めていきたいと思っております。

(1)現在の晴丘センターの焼却施設は、平成4年に稼働し30年以上が経過しています。令和3年10月の全員協議会で、今回の令和4年度末までの延命化工事（約55億円）により、令和13年度までは問題なく使用できるが、その後令和19年度までどうに

か使い続けて、令和20年度から新しい焼却施設を稼働させる予定と説明を受けました。この予定に変更はないでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 令和3年10月開催の全員協議会でご説明したスケジュールは、スケジュール策定時点で把握していた情報を基に各種計画や許認可手続、建設工事などに必要な期間を想定して作成したものでございます。

このスケジュールについては、議員ご指摘のように延命化期間を6年余り超える乖離が生じていることから、今後昨年5月に完了した既存焼却施設の基幹的設備改良工事により確保した延命期間と、新たに建設するごみ処理施設の供用開始時期との乖離が少しでも縮められるよう、その可能性の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

さとう議員。

○14番（さとうゆみ） 問題なく使用できるとされる令和13年度から、新しい施設が稼働する予定の令和20年度までは6年余りを超える乖離があるので、その乖離を縮められるよう可能性を検討するとの答弁でありました。

そして、各種計画や許認可手続、建設工事に必要な期間を想定して、そのスケジュール策定時点では令和20年度から稼働としていたということですが、現実問題、少しでも縮めるということなんですが、前倒しは可能であるかお尋ねいたします。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 現時点では、何年縮められるかをお答えするデータが不足しておりますが、令和5年度までに策定をする基本構想とごみ処理基本計画によって、次期ごみ処理施設の建設に必要な精度の高い基礎データがそろふことから、それらの情報を基にどのように縮められるかを精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりましたが、再質問はありますか。

さとう議員。

○14番（さとうゆみ） そうしましたら、今の答弁ですと令和20年度からよりも早まるということかなと理解いたしました。

そして、新しい施設に更新するためには、各種計画を整える必要があるということですが、具体的にどのような計画を作成して整える必要があるでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 次期ごみ処理施設の建設工事着手までに必要となる主な計画と手続に絞ってお答えを申し上げますと、現在策定を進めている基本構想に続いて、次期ごみ処理施設の建設に関する事業を循環型社会形成推進交付金の対象とするための循環型社会形成推進地域計画の策定と、その承認を得た後に、ごみ処理施設整備基本計画、環境アセスメント手続、都市計画アセスメント手続、都市計画決定へと進めていくこととなります。

なお、この計画や手続の実施時期については、改めて作成をするスケジュールができた段階でご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「ないです」の声あり）

では、次に進んでください。

○14番（さとうゆみ） (2)令和4年度と令和5年度の2か年にわたり、中日本建設コンサルタント株式会社に委託している基本構想策定業務の中で、必要な施設の処理規模などを基に概算事業費の算定を実施する、建設用地に適さないエリアを除いて建設適地を選定することでしたが、現時点の進捗状況はどのようでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 昨年着手した基本構想策定では、構成3市から提供をいただいた基礎データを基に、将来人口推計などから今後のごみ処理量などの推計を試みたところでございます。その後、この推計値をベースに、次期ごみ処理施設の規模などを仮定し、現時点は各種法令等に基づく建設不適地や、地形、地理的条件による建設に向

かないエリアを図面化し、これらの振るいがけに残った候補地を洗い出す1次スクリーニングを終えたところです。

なお、概算事業費の算出については、現時点で3次スクリーニングの検討が終わるまでに並行して作業を進め、改めてご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 場所は、今後また2次、3次スクリーニングと進んでいくということで、あとは将来人口の推計などからごみ処理量の推計を行ったという答弁でありました。

新しい施設は少なくとも30年間は使うと想定されますが、将来人口とはいつの人口か、またごみ処理量の推計は減少傾向であったのかお尋ねいたします。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 現在策定を進めている基本構想の想定は、令和21年度までの推計を行った上で令和15年度の推計値を仮の基準値として設定しております。この仮の基準の設定については、現行施設の延命化期間（令和14年度末）と、先にご説明していた次期ごみ処理施設の供用開始想定としておりました令和20年度末との整合性を見たものでございます。

なお、基本構想の検討段階でのごみ処理量の推計値は、令和3年度実績に比して10%程度減少するとの推計結果でございました。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりましたが、再質問ありますか。

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 推定では、ごみ処理量は減少していくであろうということですが、現在は焼却炉2炉体制でありますけれども、施設更新後も2炉体制を維持するお考えか、お尋ねいたします。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 我が国で稼働している燃焼方式を採用しているごみ処理施設では、2以上の炉を設置しているケースが多数でございます。これは、1炉にトラブルがあった場合でもごみ処理を継続することができるためのものと認識をしております。

なお、当組合のごみ処理方式については、基本構想の検討の中で様々なごみ処理方式の長所や課題として整理すべき項目の比較検討を取りまとめることとしており、現時点で次期ごみ処理施設で燃焼方式を採用すると決まっていなにご留意をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 概算事業費と場所の選定が今進められておまして、間もなく明らかになってくると思うんですが、その途中経過を市民などに公表するお考えはあるでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 次期ごみ処理施設の適地選定については、用地などの個人情報が含まれるため、意思決定がされるまでの検討段階での公表は考えておりません。また、概算事業費についても、適地選定を踏まえた用地買収の有無などの条件が整った段階で精査するものであることから、検討段階での公表は考えておりません。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 意思決定されるまでの検討段階では非公開ということなんですけれども、その意思決定がされる頃というのは、大体いつ頃の予定なのかお尋ねいたします。



○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 概算事業費につきましては、通告いただいたご質問に対する答弁でお答えを申し上げたように、基本構想の第3次スクリーニングの検討が終わるまでに並行して作業を進め、改めてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「ないです」の声あり）

では、次に移ってください。

○14番（さとうゆみ） (3)学識経験者や3市の部長などの7人の委員で構成される尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備検討委員会が発足し、これまでに会議が2回開かれています。ストーカ式焼却炉か、流動床式焼却炉か、ガス化溶融炉かなど、どの方式を選択するかはこの検討委員会で決めていくことになるのでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） まず、ごみ処理施設整備検討委員会は、専門的な知見により次期ごみ処理施設の建設に必要な将来ごみ処理量の推計や施設の規模などを仮定し、並行して建設適地として望ましい場所を選定するための検討をお願いしているもので、意思決定機関ではないということをご承知おきください。

現在、その与件で検討委員会を進めていただいておりますが、その中で次期ごみ処理施設のごみ処理方式については、各方式の長所や課題として整理すべき項目などの比較検討を取りまとめることとなります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） この委員会は意思決定機関ではないということで、先ほどの議案質疑の答弁でも管理者の諮問機関であるというお話があったと思うんですけども、この尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備検討委員会は、将来のごみ処理量の推計

や施設規模、場所の選定の検討をお願いしているということで、それらの検討が済んだら役割は終わりになるということによろしいですか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） ごみ処理施設整備検討委員会は、基本構想が策定された段階での役割を終えることとなります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

○14番（さとうゆみ） 昨年11月に、こちらにいらっしゃる議員の皆さんと視察しました知多南部広域環境組合では、知多南部広域環境組合ごみ処理施設技術検討委員会があり、ストーカ炉が優位であるとの意見を委員会から組合に出して、実際にストーカ炉が整備されていますけれども、先ほどごみ処理量の推計や規模や場所が決まったら一旦終わりという話ですけれども、この知多南部広域環境組合のようなストーカ炉が優位であるとかというようなアドバイスをくださる委員会を別途発足させるお考えでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 次期ごみ処理施設の処理方式については、環境アセスメントと都市計画アセスメントの与件となることから、先進団体での取組を参考に、必要に応じて適宜検討組織を設けるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「ありません」の声あり）

では、次に移ってください。

○14番（さとうゆみ） (4)ストーカ式焼却炉を選択する場合は、今後も焼却灰が出ることとなりますが、埋立てが必要となる焼却灰についてどのように考えますか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） ごみ処理方式によっては、焼却残渣の処分先の確保が必須になることから、先ほどご答弁をした次期ごみ処理施設の処理方式とセットで各方式の長所や課題として整理すべき項目などの比較検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問はありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） どのような焼却炉を選択するのかということとセットで焼却灰のことも検討することになるとの答弁でありましたけれども、誰が検討して決めることになるのでしょうか。

○議長（山下幹雄） それでは答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） ごみ処理方式の決定は、基本構想の策定段階で各方式の長所や課題として整理すべき項目などの比較検討だけでなく、建設コストやランニングコストも含めた総合的な情報を加えて当組合が最終的な判断をすることになると考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「ありません」の声あり）

では、次に移ってください。

○14番（さとうゆみ） (5)令和9年度をめどにPFI等導入可能性調査を実施したいとのことですが、どのようでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 平成27年12月15日付で総務省が示した多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針では、人口20万人を有する地方公共団体は優先的に検討を行うことが求められております。当組合を構成する3市の合計人口は現時点で約27万2,000人であることから、当組合でも検討を予定しておりますが、その実施

時期については現時点で令和9年度と確約をするものではございません。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 総務省の指針もあり、こちらの組合でもPPP/PFIの手法を選択していくことになるであろうということではありますが、PPP/PFIでも、例えばDBOとかBTOとか様々な方式がありまして、それらは初期の段階で決めておく必要があると思います。令和9年度と確約するものではないということですが、大体令和9年頃という時期だと今から大分先になるので、そのような先の時期で大丈夫かお尋ねいたします。

○議長（山下幹雄） それでは答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 先ほどご答弁させていただいた調査とは、民間活力導入の可能性調査となります。その実施時期については、先進団体の実績を参考にいたしますと、計画段階から建設に向けた手続に入る前段階で実施をされております。

当組合での具体の実施時期については、環境アセスメントと都市計画アセスメントの手続が進む段階での調査実施になると想定しております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

（14番さとうゆみ「ありません」の声あり）

なしですね。では、次に移ってください。

○14番（さとうゆみ） (6)現在、蒸気は隣にある民間工場に売却し、電気は入札で一番高く購入してくれる業者に売却をしていますが、次期施設更新の際にはエネルギーの地産地消を考えているのでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 現時点で、次期ごみ処理施設で発生する蒸気や余剰電力の具体的

な有効活用の検討には入っておりませんが、これまでご答弁させていただいてきた基本構想の検討過程の中で、蒸気や余剰電力の有効活用の可能性についても議論できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

あります。

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） 現時点で、新しい施設を建設する場所やどの方式の焼却炉にするか決まっていないので具体的な提案はできないんですけども、ごみを焼却することによってできた熱や電気を周辺地域に供給して使うということは循環型社会につながりますし、災害時にも独立して対応できるという利点もありますし、CO<sub>2</sub>排出削減にもなりますので、今後の検討の過程で考慮してもらえようお願いします。

○議長（山下幹雄） 答弁はなくて要望ということですね。

（14番さとうゆみ「要望でお願いします」の声あり）

それでは、次に移ってください。

○14番（さとうゆみ） それでは、最後の(7)パブリックコメントを実施するとのことですが、時期と尋ねる内容はどのようでしょうか。

○議長（山下幹雄） 答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） 次期ごみ処理施設の建設に関する市民意見を聞く機会については、令和5年度にアンケート調査を予定しており、その後も必要に応じて市民意見をいただく機会を設けてまいりたいと考えております。

なお、アンケート調査の具体的な内容については、改めて説明をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（山下幹雄） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「はい」の声あり）

さとうゆみ議員。

○14番（さとうゆみ） パブリックコメントを行っていくということについて、過去に答弁があったのでこの質問をしていますけれども、令和5年度に市民の意見を聞くアンケートを行うものの、現時点でパブリックコメントの具体的な時期や内容は決まっていないということでしょうか。

○議長（山下幹雄） それでは答弁に入ります。

事務長。

○事務長（涌井康宣） パブリックコメントは、行政と市民との協働体制の構築や市民の政策に対する意見提出の機会として制度化された市民参画方法の一つでございますが、近年の意見提出件数が低調傾向にあるため、少数意見が市民の総意であるとはいえない実態を踏まえ、市民意見を募る新たな手法を考える必要があるのではないかと認識をしております。

そこで、当組合では市民の皆様の潜在的な傾向が把握できるアンケート調査を先行し、今後進める各種計画段階の節目においてパブリックコメントの実施を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山下幹雄） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（14番さとうゆみ「ありません。終わります」の声あり）

以上でよろしかったですか。

（14番さとうゆみ「ありがとうございます」の声あり）

以上で14番さとうゆみ議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、発言を許します。

管理者。

○管理者（伊藤保徳） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言御礼を込めてご挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会にご提案を申し上げます議案につきまして、慎重にご審議いただき、議決を賜りましたことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合では、昨年5月延命化工事を終え機能の回復が図られた焼却施設において、安全で安定的なごみ処理を継続をしているところでございますけれども、一方でごみ処理施設整備基本構想策定業務に着手をいたしてございまして、構成3市と協働し円滑な事務の推進に努めているところでございます。

次期施設更新につきましては、市民の方々によるご理解、ご協力が不可欠でございまして、こうした点からも議員各位に引き続きまして格別のご支援を賜りたい、心からお願いをいたします。

さて、私ごとでございますけれども、瀬戸市長の任期が本年4月30日をもって満了ということになります。私は、この機に市長の任を辞することに決めてございまして、もう既に皆様方ご高承のとおりだと思っております。皆様方におかれましては、この8年間大変お世話になりまして、心より厚く御礼を申し上げたいと思っております。

当組合は、大変大きなプロジェクトを控えてございまして、体制も充実をし、構成3市が力の限り協力をして市民のために頑張っていくということにしております。引き続きまして、大所高所からのご指導、ご鞭撻を心からお願いをするものでございます。

終わりに臨みまして、何かとご多忙な年度末、ぜひご自愛をいただきまして新年度をお迎えいただきますことを心からご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（山下幹雄） どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

これにて令和5年尾張東部衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員